

平成25年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	難民等救援業務 (平成25年度までの予算事業名は「難民等救援業務委託費」)		担当部局	総合外交政策局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和54年度開始		担当課室	人権人道課		課長 山中 修		
会計区分	一般会計		政策・施策名	基本目標Ⅱ:分野別外交費 具体的施策Ⅱ-1-6:国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項 外務省組織令第35条		関係する計画、通知等	昭和54年7月13日付け閣議了解「インドシナ難民対策の拡充・強化について」、難民行政監察(昭和57年7月)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	我が国が国際社会の一員として難民問題解決のため行う国際協力の一環として、我が国に庇護を求める者(難民認定申請者)のうち困窮の度合いが高い者に対する生活面での保護、我が国に定住を希望する難民認定者等の日本定住の促進等を行う。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①我が国に庇護を求める者(難民認定申請者)のうち困窮の度合いが高い者に対する保護措置 ②我が国に定住を希望する難民認定者(条約難民)等の日本定住の促進 ③難民に関する各種の相談・問合せに対する初動的・基礎的な情報の提供 等							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	619	679	639	611	574	
		補正予算	—	▲62	—	—		
		繰越し等	—	—	—	—		
	計		619	617	639	611	574	
	執行額		619	617	639			
執行率(%)		100.0%	100.0%	100.0%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	①年末における難民認定申請中の者(異議申立中の者を含む。)の数に対する保護措置実施数の比率		成果実績	人	403	301	312	—
			達成度	%	14.3	8.8	6.9	
	②難民認定者に対する定住支援プログラム修了者へのアンケートにおいて「とてもよい」又は「よい」と評価		成果実績	人	22	23	19	—
			達成度	%	91.7	100.0	95.0	
	③難民相談案件数		成果実績	件	7,324	7,945	6,254	(前年度並み)
		達成度	%	—	—	—		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	①難民認定申請者に対する保護措置実施数(月平均延べ件数)		活動実績 (当初見込み)	人	386.7	302.2 (309)	318.6 (409)	— (374)
	②難民認定者に対する定住支援プログラム受入数		活動実績 (当初見込み)	人	28	29 (29)	28 (29)	— (29)
	③難民相談案件の処理のため対応した回数		活動実績 (当初見込み)	回	35,395	25,957 (35,395)	24,547 (前年度並み)	— (前年度並み)
単位当たりコスト	①難民認定者申請者に対する保護措置 (13.2千円/生活援助費支給1件)		算出根拠	(難民認定申請者保護関係費284,537千円—生活援助費234,237千円)÷12か月÷月平均延べ件数318.6件				
	②難民認定者に対する定住支援 (1534.1千円/定住支援プログラム1人受講)			(難民認定者支援業務費52,967千円—生活援助費10,013千円)÷定住支援プログラム受入数28人				
	③難民相談 (1.0千円/難民相談)			難民相談事業費25,740千円÷年間難民相談件数24,547件				
平成25・26年度予算内	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	難民認定申請者保護関係費	321	297	事務所借料などを見直すことにより減。				
	人件費	146	146					
	難民認定者支援業務費	58	55					
	事務所経費	43	35					
	難民相談事業費	42	42					
計	611	574						

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	<ul style="list-style-type: none"> 難民認定申請者に対する保護については、昭和57年7月の行政管理庁(当時)による難民行政監察結果に基づく勧告を踏まえ実施。 難民認定者に対する定住支援については、平成14年8月7日付け閣議了解及び難民対策連絡調整会議決定に基づき、平成15年度から開始。 		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
事業の効率性	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	平成22年度実施分までの委託先については、競争性のない随意契約によっていたが、平成23年度実施分から競争性のある調達方式(公募又は企画競争)により選定している。		
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	平成22年度以降、難民認定者に対する定住支援を別途の委託事業である第三国定住難民に対する定住支援と同じ施設で実施することにより、大幅に経費を圧縮。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	難民認定申請者に対する保護措置の内容は、生活保護(厚生労働省所管)と類似しているが、本保護措置は、生活保護の対象とならない者(在留資格がない者、在留資格「特定活動」の者等)を対象としており、生活保護との重複はない。また条約難民に対し、厚生労働省は就労支援、文化庁は日本語教育を実施している。		
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	453	難民就職促進費	厚生労働省、職業安定局派遣・有期労働対策部			
446	外国人に対する日本語教育の推進	文化庁、文化部国語課				
点検結果	平成25年度実施分の委託先の選定に当たっては、競争性の向上を図るため、公示期間の拡大(24年度実施分は32日間であったものを25年度実施分は63日間)の措置を行った。その結果、難民認定者に対する定住支援を含む「難民等定住支援事業」については2者の応募が得られた。一方で、難民認定申請者に対する保護措置等を行う「難民等救援業務」の応募者は1者のみであったため、同業務の平成26年度実施分の委託先の選定に当たっては、受託予定団体の決定から事業開始までの準備期間の拡大、公示期間の拡大など、更なる競争性の向上を図る予定。					
外部有識者の所見						
-						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	事業の効率化による経費縮減に努める。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	事務所借料などを見直すことにより減					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	262	平成23年	249	平成24年	204

個別事業名:

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

外務省
639百万円

難民等救援業務に係る委託費



【公募】

A.(財)アジア福祉教育財団
639百万円

当省から委託を受け、以下の業務等を行う。

- ①我が国に庇護を求める者(難民認定申請者)のうち困窮の度合いが高い者に対する保護措置
- ②我が国に定住を希望する難民認定者(条約難民)等の日本定住の促進
- ③難民に関する各種の相談・問合せに対する初動的・基礎的な情報の提供 等



F.事務費
40百万円

コピー機リース料, 通信・電話料金, 備品・消耗品費等

B.難民認定申請者(年間延べ3, 823人)
234百万円

生活に困窮する難民認定申請者に対する生活援助費

C.難民認定者及びその家族(28人)
10百万円

定住支援プログラム受講中の難民認定者及びその家族に対する生活援助費等

D.インドシナ難民, 条約難民及びこれらの家族(15人)0. 4百万円

難民定住者及びその家族が各種の学校へ入学等した場合の教育訓練援助金

E.不動産業者等(6者)
33百万円

事務所・施設賃借料等

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

個別事業名:

A.					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
難民等への 給付	生活に困窮する難民認定申請者に対する生活援助費	234			
	定住支援プログラム受講中の難民認定者に対する生活援助費	10			
	インドシナ難民・条約難民に対する教育訓練援助金	0.4			
人件費	本部事務所職員、関西支部事務所職員及びRHQ支援センター職員	115			
	通訳人、難民相談員、生活ガイダンス講師、保育士等への謝金	77			
施設借料等	本部事務所使用経費	30			
	RHQ支援センター使用経費	18			
	関西支部事務所使用経費	6			
	難民認定申請者緊急宿泊施設使用経費	4			
	定住支援プログラム受講中の難民認定者向け宿泊施設使用経費	3	費目	使 途	金 額 (百万円)
	難民認定申請者向け宿泊施設使用経費	1			
事務費等	公租公課	21			
	その他の経費(備品・消耗品購入費、印刷製本費、振込手数料、郵送料等)	7			
	通信費・電話料金	5			
	コピー機リース料、トナー代等	3			
	会計監査法人による監査料	2			
	パソコン・ネットワーク保守料金等	2			
職員旅費	公共交通機関等による職員移動交通費	9			
計		547	計		0
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

個別事業名:

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(財)アジア福祉教育財団	難民等救援業務に係る委託費	639	随意契約(公募)	—

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	難民認定申請者	生活に困窮する難民認定申請者に対する生活援助費	234	—	—

(注)年間延べ2,823人に対し支給

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	難民認定者及びその家族	定住支援プログラム受講中の難民認定者に対する生活援助費	10	—	—

(注)年間28人に対し支給

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	難民定住者及びその家族	難民定住者等が各種の学校へ入学した場合の教育訓練援助金	0.4	—	—

(注)年間9人に対し支給

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)不動産会社A	RHQ支援センター使用経費	18	—	—
2	(株)不動産会社B	難民認定申請者緊急宿泊施設使用経費	4	—	—
3	(株)ビル管理会社A	関西支部事務所使用経費	6	—	—
4	(株)不動産会社C	定住支援プログラム受講中の難民認定者向け宿泊施設使用経費	3	—	—
5	社団法人A	難民認定申請者向け宿泊施設使用経費	1	—	—
6	(株)不動産会社D	定住支援プログラム受講中の難民認定者向け宿泊施設使用経費	1	—	—

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	会計監査法人A	会計監査料	2	—	—
2	(株)電気通信事業者A	電話料金	2	—	—
3	(株)コピー機販売会社A	コピー機リース料等	2	—	—
4	(株)印刷業者A	印刷製本費等	1	—	—
5	(株)電気通信事業者B	電話料・通信料	0.9	—	—
6	(株)電気通信事業者C	通信料, 消耗品購入費等	0.9	—	—
7	(株)警備会社A	施設警備料	0.7	—	—
8	(株)コピー機販売会社B	コピー機リース料等	0.6	—	—
9	(株)OA機器販売会社A	パソコン保守料金, 消耗品購入費等	0.5	—	—
10	(株)コピー機販売会社C	コピー機リース料等	0.4	—	—